

# 《⑥住 宅》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	●	●	●											
住宅改修費の助成（居宅生活動作補助用具）	<p>在宅の重度身体障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものについて助成します。</p> <p>1. 助成限度額 200,000円までで、費用の1割が自己負担になりますが、世帯の収入に応じた月額負担上限額が設定されています。</p> <p>2. 対象工事</p> <p>○住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とします。</p> <p>①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取り替え ⑤洋式便器等への便器の取り替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>													
※地域生活支援事業	<p>○65歳以上の方は、介護保険の住宅改修を利用していただきます。</p> <p>○下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害等級3級以上の方等（ただし、特殊便器への取り替えをする場合は上肢障害2級以上の方等）</p> <p>○必ず工事着工前の相談、申請が必要です。</p> <p>○新築、増築にかかる工事は除きます。</p> <p>○住宅改修費の給付は原則1回です。</p>													
申請手続きに 必要なもの	<p>○住宅改修費給付申請書 ○住宅改修工事見積書 ○改修箇所の見取図 ○借家の場合は改修承諾書 ○同意書 ○印鑑 ○マイナンバーがわかるもの</p> <p>※その他の書類が必要な場合がありますので、詳しくはお尋ねください。</p>													
問い合わせ先	障がい福祉課													

# 《⑥住 宅》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級											
	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●											
公 営 住 宅 の 優 遇 措 置	<p>住宅に困窮している方のため、募集及び入居の取り扱いを優遇して行います。</p> <p><b>&lt;市営住宅&gt;</b>            ①特定目的住宅への入居            市営住宅入居資格者のうち、常時車いすを使用している方の世帯にのみ入居資格がある住宅です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">泉福寺住宅</td> <td colspan="2">桜木住宅</td> </tr> <tr> <td>1号館（3戸）</td> <td>6号館（3戸）</td> <td colspan="2" rowspan="2">3番館（7戸）</td> </tr> <tr> <td>7号館（3戸）</td> <td>8号館（2戸）</td> </tr> </table> <p>○泉福寺住宅のうち6号館、7号館、8号館には、上記車いすを含め、シルバーハウジングを設置しています。            ○シルバーハウジングとは？            高齢者や障がい者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、住まいをバリアフリーにし、生活補助員（LSA）を派遣して、入居者の相談に応じるなどのサービスを行う市営住宅です。</p> <p>②一般住宅入居のための抽選の優遇措置            当選の確率を高める優遇措置を行っています。</p> <p><b>&lt;県営住宅&gt;</b>            ①一般住宅入居のための抽選の優遇措置            当選の確率を高める優遇措置を行っています。            ※公募の際に、特別枠（特定目的住宅など）を設けて募集し、まず特別枠での抽選を行います。            落選者は一般向け住宅抽選時に再度抽選対象者とします。</p> <p>②車いす対応住宅への入居            県営住宅入居資格者のうち、常時車いすを使用している方の世帯にのみ入居資格がある住宅です。            場所…花高団地、新田団地</p>														泉福寺住宅		桜木住宅		1号館（3戸）	6号館（3戸）	3番館（7戸）		7号館（3戸）	8号館（2戸）
	泉福寺住宅		桜木住宅																					
1号館（3戸）	6号館（3戸）	3番館（7戸）																						
7号館（3戸）	8号館（2戸）																							
条 件	<p><b>&lt;市営住宅&gt;</b>            身体障害者手帳の4級以上の方、療育手帳A1、A2、B1の方、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方</p> <p><b>&lt;県営住宅&gt;</b>            身体障害者手帳の4級以上の方、療育手帳A1、A2、B1、B2の方、精神障害者保健福祉手帳1、2、3級の方</p>																							
申 請 手 続 き に 必 要 な も の	詳しくは下記の問い合わせ先にお尋ねください。																							
問 い 合 わ せ 先	市営住宅：佐世保市営住宅管理センター（0956-25-9625） 県営住宅：長崎県住宅供給公社佐世保事務所（0956-22-9612）																							